

■新聞折り込みチラシ等の必要表示事項

新聞折り込みチラシ等については、紙面（スペース）の関係から前述した（P5）必要表示事項のすべてを記載することが困難な場合、次の3項目が最低必要な表示事項として定められている。

〈チラシ等における必要表示事項〉

- ①食肉の種類
- ②部位
- ③100g当たりの単価

*紙面がゆるせば、それ以上記載することが望ましい。

*「1切〇〇円」「1パック〇〇円」の表示する場合には、必ず「100g当たり〇〇円」の表示を併記する。

「350gパック〇〇円」など計算しにくい表示の脇に「100g当たり〇〇円」と併記されれば、消費者にとって他の商品と比較するための材料となり、分かりやすい表示となる。

*カタログ販売、通信販売、電子取引等の場合でも同様にこの表示ルールを守らなければならない。

〈事例〉



- ▶ 食肉公正競争規約第3条第3項 ▶ (P78)
- ▶ 景品類等の指定告示 ▶ (P128)